

様式第5号（第5条関係）

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	鳥羽市堅神町71番地3 有限会社 タバタ 代表取締役 田畑 実千代
工 事 名	令和3年国災第63号松尾14号橋橋梁災害復旧工事
工 事 場 所	鳥羽市 松尾町 地内
工 事 種 別	土木工事
変 更 工 事 概 要	施工延長 L=3.9m 函渠工 N=1基 コンクリートブロック積工 A=51.6m ² 雑工 N=1式 仮設工 N=1式 構造物撤去工 N=1式 舗装復旧工 A=27.5m ²
当 初 契 約 年 月 日	令和4年4月20日
変 更 契 約 年 月 日	令和4年8月9日
当 初 工 事 期 間	令和4年4月20日 ～ 令和4年9月1日
変 更 後 工 事 期 間	令和4年4月20日 ～ 令和4年10月21日（50日間延長）
当 初 契 約 金 額	12,870,000円(税込み)
変 更 金 額	545,600円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	13,415,600円(税込み)
変 更 契 約 理 由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装の撤去・復旧範囲の一部が本工事の前後に行う水道管布設工事の施工範囲と重複するため、重複部分の舗装撤去・復旧費用を変更減する。 ・ 水道管布設工事との工程調整により着手が遅れたこと、及び作業スペースが狭隘のため作業効率が落ちることから50日間工期を延長する。 ・ 伐採等の処分費用について、現地精査により変更増する。